

アイドリングストップ支援機器導入促進助成金交付要綱

平成18年7月7日制定
令和7年4月1日最終改正
一般社団法人群馬県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人群馬県トラック協会(以下「県ト協」という。)が、環境対策の一環としてアイドリング・ストップ運動を推進するため、アイドリングストップ支援機器を導入する会員に対し、その経費の一部を助成(以下「助成金」という。)することに關して必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業を推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、県ト協の定款に定める会員とする。

(助成対象機器)

第3条 助成の対象とする蓄冷式クーラー等は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に、相当時間連続して使用可能な次に掲げる車載用冷暖房機器で別表に示すものとする。

- (1) 電気式の毛布、マット又はベッド(外部電源対応機器を除く)
- (2) エアヒーター
- (3) 蓄冷式クーラー
- (4) 車載バッテリー式冷房装置

(助成交付額)

第4条

- 1 助成金交付額は、会員が新たに導入する機器に対して1台(枚)あたり次の通りとし、県ト協の助成額については、1会員20万円を上限とする。

なお、機器の導入方法については、電気式の毛布、マットは買取りのみ、その他は買い取り又はリースとする。

- (1) 電気式の毛布、マット又はベッドは、1枚につき8千円とする。
- (2) エアヒーターは、1台につき価格(消費税を除く。)の2分の1の額(千円未満切捨て)、その上限を5万円とする。
- (3) 蓄冷式クーラーは、価格(消費税を除く。)の2分の1の額(千円未満切捨て)とし、その上限を3万円とする。
- (4) 車載バッテリー式冷房装置は、価格(消費税を除く。)の2分の1の額(千円未満切捨て)とし、その上限を5万円とする。

2 上記に加え、次の機種については、(公社)全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）から、次の機器の価格の2分の1以内の額（上限6万円）の助成金が交付される。
※但し、(1)(2)は、1会員あたり上限2台までとし、期間内であっても予算が終了した場合は打ち切ります。

(1) エアヒータ

(2) 車載バッテリー式冷房装置

(助成期間)

第5条 令和7年度については、令和7年4月1日から令和8年2月6日の間に導入を完了し、支払い等が終了したものとする。

(助成金の申請)

第6条 助成を受けようとする会員は、様式1「アイドリングストップ支援機器導入助成金申請書」により、令和7年12月5日までに申請するものとする。

(交付決定)

第7条 県ト協は、前条の申請があったときは、予算の状況等をみて助成金の交付の可否を判断し、その旨を速やかに申請者に回答するものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第8条 導入した会員は、令和8年2月13日までに、様式2「アイドリングストップ支援機器導入実績報告書(助成金交付請求書)」(以下「実績報告書」という。)により、添付書類とともに県ト協に対し請求するものとする。

(助成金の交付)

第9条 県ト協は、前条に定める「実績報告書」の提出を受けたときは、速やかに報告書の内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請者に対して第4条に定める助成金を交付するものとする。

なお、県ト協は、全ト協に対し、その要綱に従い、助成金交付の実績報告を行うものとする。

(財産処分の制限)

第10条 会員は、交付対象の機器を導入の日から起算して別表に示す期間を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、事前に県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(管理台帳等の作成、保管)

第11条 県ト協は、本助成に関する管理台帳を作成して、管理、保管し、全ト協の請求があった場合には、閲覧に供しなければならない。

(その他)

第12条 本要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項については、
県ト協がこれを別に定める。

(附 則)

- 1 本要綱は、平成18年7月7日から適用する。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱に基づき実施した事業については、
なお従前の例によるものとする。

申請締切日：令和7年12月5日迄(※厳守)

※期日を過ぎた場合、予算が終了した場合は受付できません。

様式1

令和 年 月 日

一般社団法人群馬県トラック協会長 殿

(FAX 027-261-7576)

事業者名

代表
者印

代表者名

(取扱担当者)

(電話番号)

アイドリングストップ支援機器導入助成金申請書

アイドリングストップ支援機器を下記の通り導入したいので要綱第6条に基づき申請します。

記

メーカー名	機器名	台数	導入予定時期
		台 (枚)	年 月
		台 (枚)	年 月
		台 (枚)	年 月
販売会社 (担当者氏名・連絡先)	販売会社名： 担 当 者 名： 連 絡 先：		

※導入時期は3ヶ月以内を目途とし、導入及び支払い等完了後、実績報告書を速やかに提出すること。

申請締切日：令和8年2月13日迄(※厳守)

※期日を過ぎた場合受付できません。

様式2

令和 年 月 日

一般社団法人群馬県トラック協会
会長 武井 宏 殿

事業者名

代表者名

代表
者印

アイドリングストップ支援機器導入実績報告書
(助成金交付請求書)

要綱第8条に基づき、下記の通り請求します。

記

1 助成金請求額 円

(内訳：県ト協 円 / 全ト協 円)
(但し、マット 枚分、ヒータ 台分、蓄冷式 台、バッテリー式 台分)

2 振込先

金融機関名：

支 店 名：

預金種別： 普通 ・ 当座

口座番号： (※7桁で記入願います。)

口座名義(フリガナ)：

※口座名義をフリガナで正しくご記入ください。(スペース、中点も正確にお願いします。)

3 添付書類(用紙サイズは全てA判で統一)

(1) 別表「アイドリングストップ支援機器導入実績内訳書」

(2) アイドリングストップ支援機器装着証明書(※マット等は不要・装着業者発行、登録番号・機器名・装着日記載)

(3) 買取りの場合は請求明細書(写)及び領収書(写)

※リースの場合は価格明細が分かる書面(写)及び契約書(写)、初回リース料の支払完了を証する書面(写)

※インターネットバンキングによる支払いの場合は、振込依頼書と合わせて、必ず引き落とされたことが確認できる通帳の(写)等を添付してください。当座から振込の場合は、当座勘定照合表を添付願います。

(4) 装着車両の車検証(写)(※マット・毛布は不要)

(5) その他参考となる書類

連絡先	担当者名	TEL	FAX
-----	------	-----	-----

別 表

アイドリングストップ支援機器導入実績内訳書

事業者名

No.	区分	メーカー名	装置名	装置単価(税抜)	導入台数	助成金請求額	導入年月日 支払年月日
1	毛布・マット			円	台	県ト協 円	導入年月日 令和 年 月 日
	蓄冷冷房装置						
	エアヒータ						支払年月日
	車載バッテリー式						令和 年 月 日
2	毛布・マット			円	台	県ト協 円	導入年月日
	蓄冷冷房装置						令和 年 月 日
	エアヒータ						支払年月日
	車載バッテリー式						令和 年 月 日
3	毛布・マット			円	台	県ト協 円	導入年月日
	蓄冷冷房装置						令和 年 月 日
	エアヒータ						支払年月日
	車載バッテリー式						令和 年 月 日
4	毛布・マット			円	台	県ト協 円	導入年月日
	蓄冷冷房装置						令和 年 月 日
	エアヒータ						支払年月日
	車載バッテリー式						令和 年 月 日

※必ず該当する区分に○を付してください。

【協会記載欄】

会費納入車両数	備 考

【証明日】令和 年 月 日

アイドリングストップ支援機器装着証明書

【装着証明者】

所在地

事業者名

代表者名 印

電話番号

下記の車両に搭載のアイドリングストップ支援機器は、当社が装着したことを証明いたします。

記

【導入事業所】

所在地

事業所名

【装着車両一覧】

合計 台

No.	装着車両		アイドリングストップ支援機器		装着年月日
	登録番号	車名	メーカー名	機器名・型式	
1					R 年 月 日
2					R 年 月 日
3					R 年 月 日
4					R 年 月 日
5					R 年 月 日
6					R 年 月 日
7					R 年 月 日
8					R 年 月 日
9					R 年 月 日
10					R 年 月 日